

# 第1章 保存活用計画策定の経緯・目的

## 1. 計画の経緯・目的

高輪築堤跡は、明治5年(1872)に我が国初の鉄道が新橋・横浜間に開業した際、高輪海岸沿いの海上に鉄道を走らせるため敷設された鉄道敷の遺構である。平成31年(2019)4月、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)の品川駅改良工事において石垣の一部が見つかり、その後、令和元年(2019)11月に実施した山手線及び京浜東北線の線路切換工事以降、レールなどの撤去後、令和2年(2020)2月から試掘調査を行ったところ、高輪築堤の一部とみられる構造物を確認した。

発掘調査の結果、築堤前面(海側)に石垣を積んだ開業当初の築堤と群杭、第7橋梁の橋台等、築堤に関わる遺構が良好に残っていることが判明した。

高輪築堤の遺構発見を受けて、令和2年9月に高輪築堤調査・保存等検討委員会が設置され、遺跡の文化財的価値と調査・保存の検討が進められた。一帯の土地所有者であるJR東日本は、高輪築堤調査・保存等検討委員会での検討を踏まえて、令和3年(2021)4月21日に、第7橋梁とその南北に接続する築堤(約80m分。以下「第7橋梁部」という。)及びその北側に位置する築堤(約40m分。以下、JR東日本が進める品川開発プロジェクトにおいて公園の整備予定地内であることから「公園部」という。)の2か所を埋め戻して現地保存、信号機土上部を含む約30mを移築保存、その他の遺構は記録保存を行うという保存方針を決定し、国家戦略特別区域計画の内閣総理大臣による認定(都市計画決定)を受けていた品川開発プロジェクトの計画の一部変更を行うこととした。

JR東日本が方針を決定した後、令和3年(2021)7月、文部科学大臣から文化審議会に対し、既に史跡指定されている「旧新橋停車場跡」に高輪築堤跡を追加指定する諮問がなされ、同年8月23日には、高輪築堤が日本の近代化を知る上で欠かせない遺跡であり、我が国の歴史を理解する上で重要な遺跡として史跡に指定すべきとの答申が文化審議会から文部科学大臣に提出され、現地保存とした「第7橋梁部」及び「公園部」の2か所が、すでに史跡指定されていた「旧新橋停車場跡」に追加する形で「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」として同年9月17日に指定された。

高輪築堤の遺構は品川車両基地再編(2009年工事着手)、鉄道改良や国家戦略特別区域計画等に位置付けられている基盤整備等の工事及びまちづくりの計画をJR東日本が進めている中で発見された。追加指定された2か所の指定地は品川開発プロジェクトエリア(第I期)内及び独立行政法人都市再生機構(以下「UR都市機構」という。)が進めている品川駅北周辺地区土地区画整理事業施行区域内に所在しており、高輪築堤の遺構が発見されて以降、新たなまちづくりの中で高輪築堤の遺構や価値を継承していくために、各事業の計画変更等の調整が進められている。指定地周辺では品川開発プロジェクトのうち4街区及び高輪ゲートウェイ駅周辺エリアを令和6年度(2024)末の開業、1街区から3街区及び周辺エリアを令和7年度(2025)中の開業を予定し、現在も事業者間で協議・調整を行いながら工事等を進めている。

追加指定された高輪築堤跡は、旧新橋停車場跡と「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」として一体で指定された史跡であるが、史跡指定地の保存にあたっては、高輪築堤跡の周辺で進行している事業との調整が急務であることから、文化庁や東京都教育庁、港区教育委員会及び有識者との協議により、先行して高輪築堤跡の保存活用計画を策定することとなった。

このような経緯を踏まえ、本計画は、史跡の所有者であるJR東日本が策定主体として、関連する基盤整備事業等及びまちづくり全体を関係者と推進しながら、調整を図り、高輪築堤跡の価値を適切に保存し、次世代に継承していくとともに、有効に活用していくことを目的に策定する。

表 1-1-1 : 計画の経緯等

年度	高輪築堤関係	周辺のまちづくり関係
平成 18 年 (2006)		9 月 品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画策定 (東京都)
平成 19 年 (2007)		11 月 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン策定 (東京都)
平成 21 年 (2009)		品川車両基地再編工事着手 (JR 東日本)
平成 23 年 (2011)		1 月 「特定都市再生緊急整備地域 (品川駅・田町駅 周辺約 184ha)」 指定
平成 26 年 (2014)		9 月 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2014 策定 (東京都)
平成 28 年 (2016)		4 月 国家戦略特別区域 区域計画認定 品川駅周辺地区 地区計画の都市計画決定 品川駅周辺土地区画整理事業の都市計画決定 補助線街路第 332 号線の都市計画決定 7 月 特定都市再生緊急整備地域 (品川駅・田町駅周 辺) 整備計画作成 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画認可 3 月 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン策定 (JR 東日本、UR 都市機構、東京都)
平成 30 年 (2018)		12 月 品川駅周辺土地区画整理事業の都市計画変更
平成 31 年 令和元年 (2019)	4 月 品川駅改良工事中に石垣発見 11 月 山手線・京浜東北線線路移設 2 月 試掘調査 (港区教委・JR 東日本)	4 月 国家戦略特別区域 区域計画の変更認定 品川駅周辺地区 地区計画の都市計画変更 補助線街路第 332 号線の都市計画変更 8 月 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画 変更認可 (第 1 回) 2 月 補助線街路第 332 号線の都市計画変更 品川駅周辺土地区画整理事業の都市計画変更 3 月 高輪ゲートウェイ駅の暫定開業 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2020 策定 (東京都)
令和 2 年 (2020)	5 月 遺構確認調査 (港区教委・JR 東日本) 8 月 遺跡の発見届 周知の埋蔵文化財包蔵地登録 (都教委) 9 月 高輪築堤調査・保存等検討委員会の設置 11 月 高輪築堤出土に関する新聞報道 12 月 JR 東日本プレス発表 1 月 現地見学会実施 (以後 5 回実施) 2 月 文部科学大臣視察 3 月 文化庁文化審議会文化財分科会建議	4 月 民間都市再生事業計画 (品川開発プロジェクト (第 I 期)) 認定 8 月 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画 変更認可 (第 2 回) 3 月 品川駅えきまちガイドライン策定 (東京都)
令和 3 年 (2021)	4 月 JR 東日本保存方針のプレス発表 5 月 内閣総理大臣、文部科学大臣視察 6 月 国指定史跡に関する意見具申 7 月 国指定史跡に関する諮問 8 月 国指定史跡に関する答申 9 月 「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」とし て追加指定 12 月 「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」 における高輪築堤跡保存活用計画等策 定・検討委員会の設置	9 月 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン改定 (JR 東日本、UR 都市機構、東京都) 11 月 国家戦略特別区域 区域計画の変更認定 1 月 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画 変更認可 (第 3 回)
令和 6 年 (2024)		4 街区及び高輪ゲートウェイ駅周辺エリア開業予定
令和 7 年 (2025)		1 街区から 3 街区及び周辺エリア開業予定

## 2. 計画の対象

### (1) 計画対象

本計画は「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」のうち、令和3年(2021)9月17日に史跡に追加指定された第7橋梁部(約80m分)と、公園部(約40m分)の2か所の指定地(高輪築堤跡)について、本質的価値を明示し、その価値を後世に継承するための保存管理や活用、整備の考え方や具体的な方法及びそれらに伴う現状変更の取扱基準を定めるものである。

計画対象範囲は、高輪築堤跡の2か所の史跡指定地及びその周辺で、史跡指定地の所有者及び本計画の策定主体であるJR東日本が進める開発等が計画・検討されている品川開発プロジェクトエリアに信号機土台部の移築予定地を含めた範囲とし、史跡指定地と周辺まちづくりが一体となって取り組む保存や活用の基本的な方針を定める。

ただし、高輪築堤跡は旧新橋停車場跡と一連の文化財として指定されていることや、2か所の高輪築堤跡の指定地は日本で初めて建設された新橋・横浜間鉄道の路線として海上に築かれた高輪築堤の一部であることを踏まえ、史跡に関わる歴史等の調査や史跡の本質的価値を検討する調査・検討は、かつての新橋・横浜間鉄道や高輪築堤及び港区を中心とした周辺地域の範囲まで広げて行う。

表 1-2-1：本計画の対象

範囲種別		呼称	対象範囲
調査・検討対象	史跡の変遷の調査 史跡の周辺地域の調査 史跡の本質的価値の検討	新橋・横浜間鉄道	日本で初めて建設された鉄道路線の範囲。
		高輪築堤	日本で初めて建設された鉄道路線の範囲のうち、高輪海岸沿いの海上に築かれた鉄道敷の範囲。
計画対象範囲	史跡指定地(高輪築堤跡)を含む品川開発プロジェクトエリア(1街区～6街区)に信号機土台部の移築予定地を含めた範囲	史跡指定地	高輪築堤跡の史跡指定地(2か所)及びその周辺で、史跡指定地の所有者及び本計画の策定者であるJR東日本が進める開発等が計画・検討されている品川開発プロジェクトエリアに信号機土台部の移築予定地を含めた範囲。
		史跡指定地周辺(史跡指定地を除く)	
史跡指定地	史跡指定地(高輪築堤跡)	高輪築堤跡	令和3年(2021)追加指定の高輪築堤跡の史跡指定地(2か所)であり、本計画により、保存や活用に関する基本的な考え方や具体的な取り扱いを定める範囲。

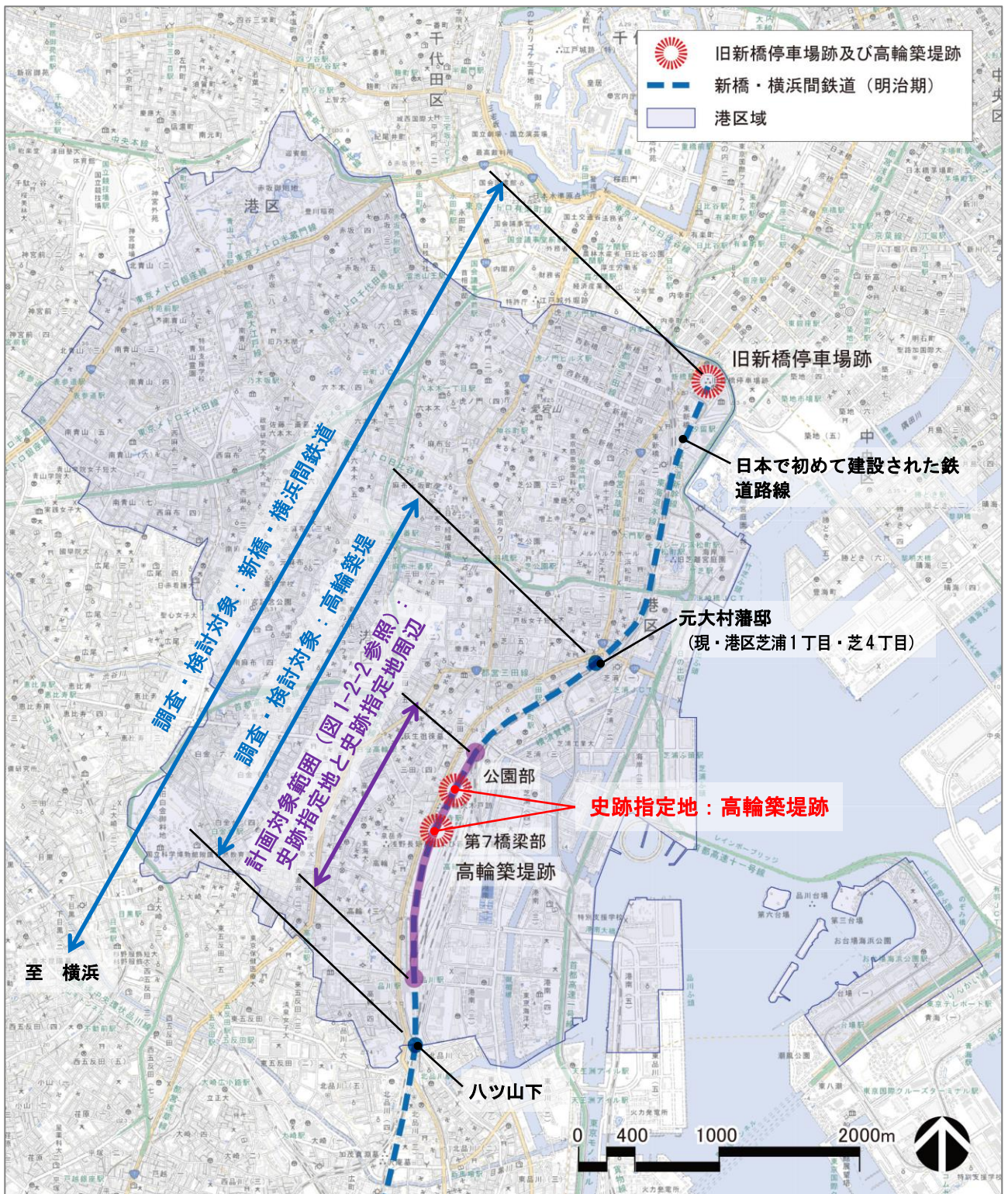
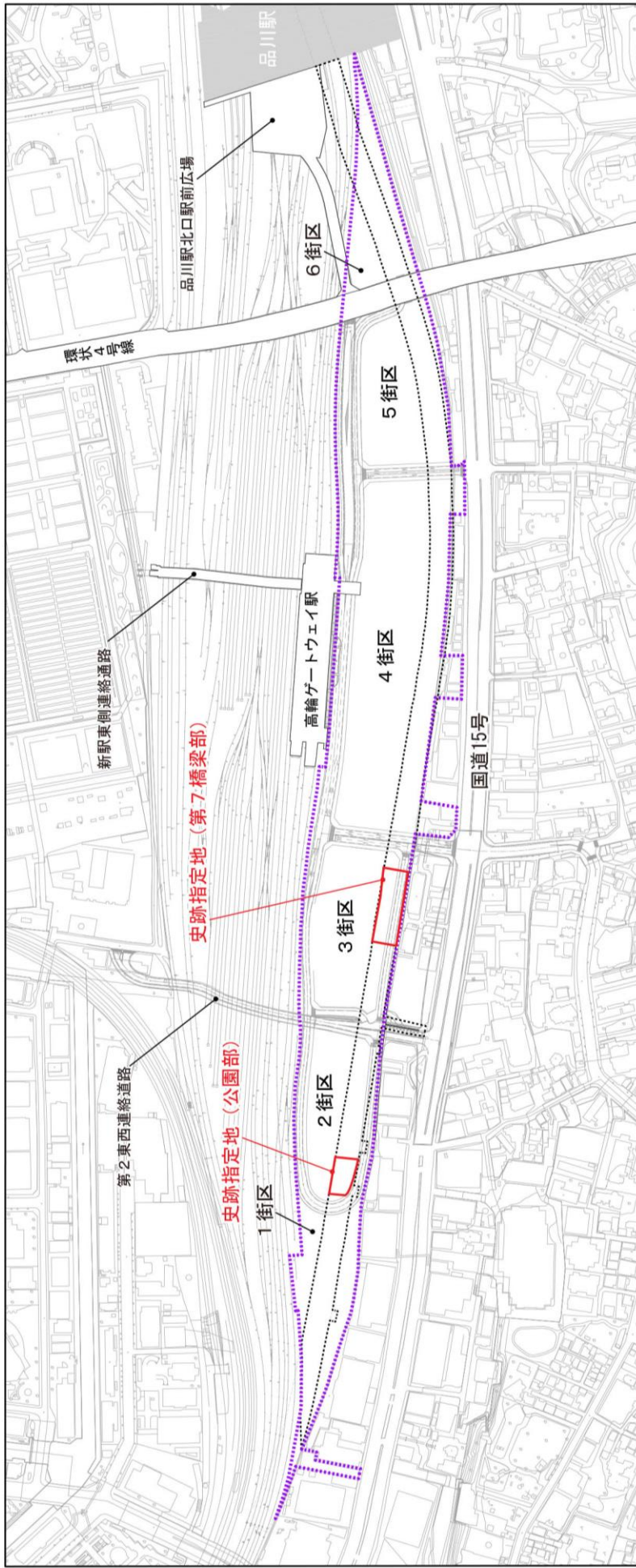


図 1-2-1：本計画の検討範囲図



- 凡例
- 史跡指定地 (高輪築堤跡)
  - 史跡指定地周辺  
(品川開発プロジェクトエリアに信号機  
土台部の移築予定地を含めた範囲)
  - 周知の埋蔵文化財包蔵地  
(令和5年(2023)2月1日時点)

図 1-2-2 : 計画対象範囲図

(図中の品川開発プロジェクト内の道路、第2東西連絡道路、新駅東側連絡道路、環状4号線、品川駅北口駅前広場は計画施設を示している)

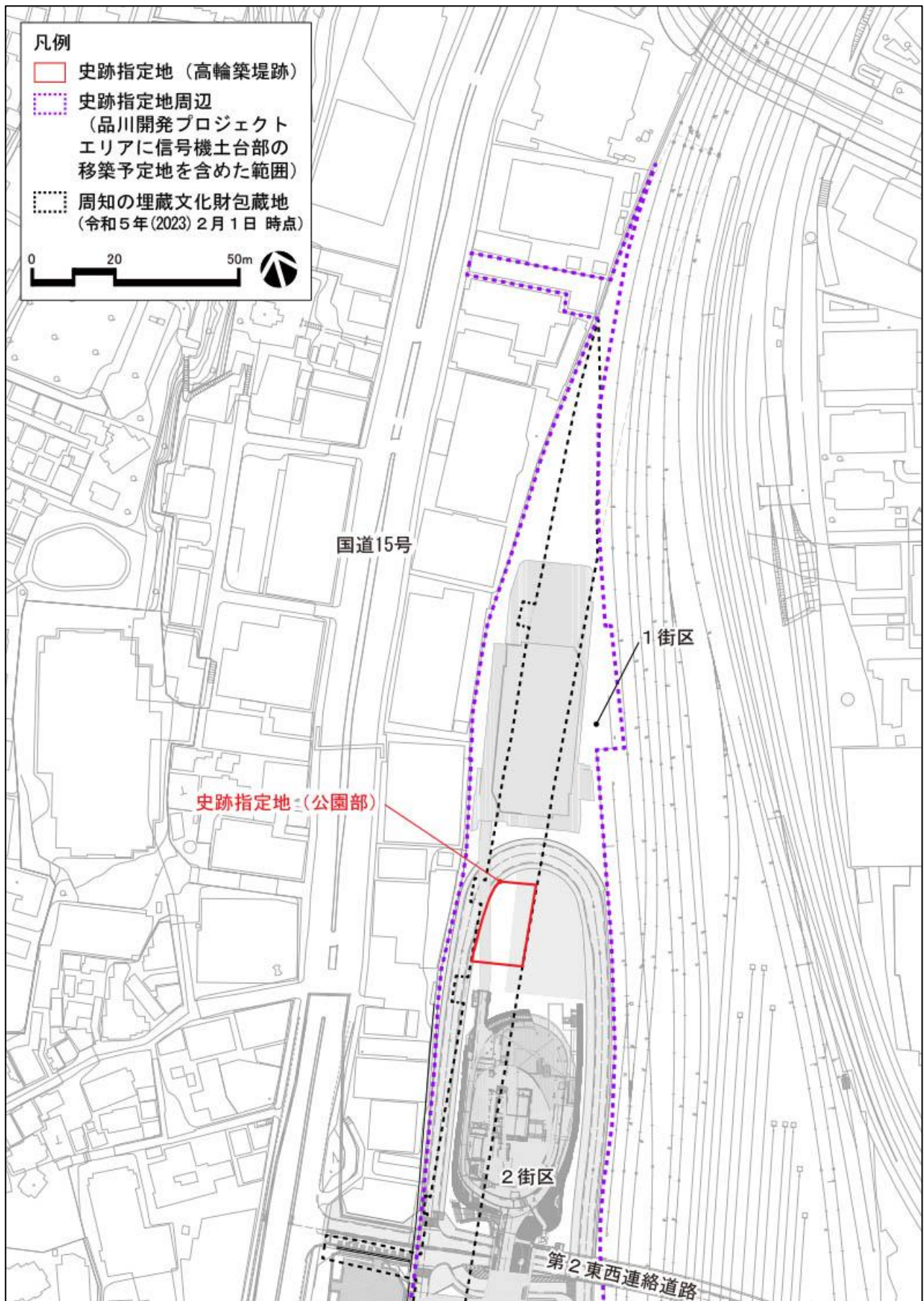


図 1-2-3 : 計画対象範囲図（北部拡大図）

（図中の灰色着色部や第2東西連絡道路は計画施設を示している）

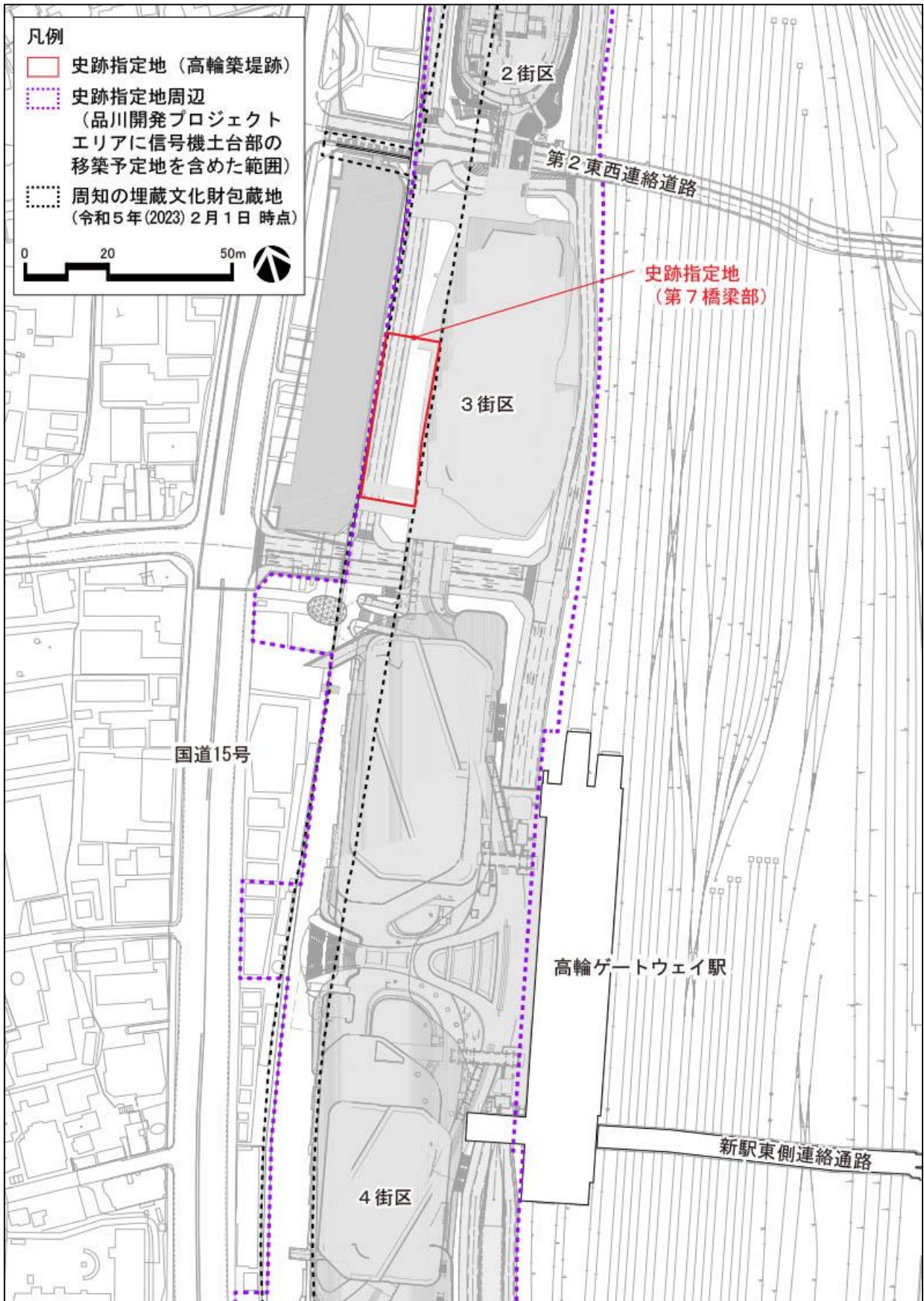


図 1-2-4 : 計画対象範囲図 (中央部拡大図)

(図中の灰色着色部や第2東西連絡道路、新駅東側連絡通路は計画施設を示している)

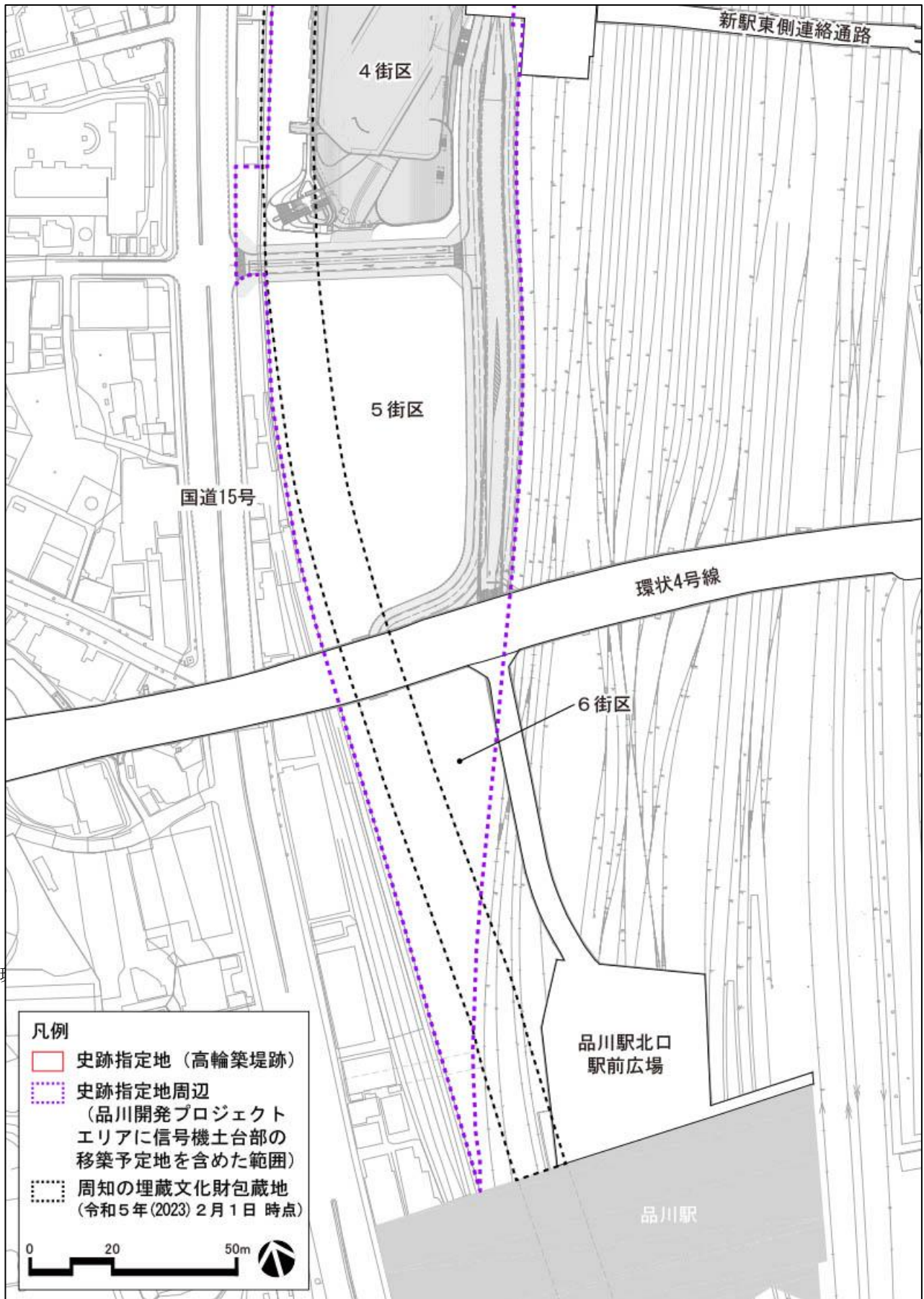


図 1-2-5 : 計画対象範囲図 (南部拡大図)

(図中の灰色着色部や新駅東側連絡通路、環状4号線、品川駅北口駅前広場は計画施設を示している)



## (2) 計画対象範囲外の高輪築堤に関連する遺構の取り扱い

高輪築堤の遺構は計画対象範囲外のJR東日本所有地においても、現在鉄道が運行している線路下や駅旅客設備下に遺構も存在していることが古地図等から想定されるが、日常的に鉄道が運行しており、安全な輸送環境を維持するためにも、遺構の遺存状況等の把握が困難である。JR東日本は公共交通事業者として安全な輸送環境を維持する責務を有しており、安全の確保のための作業等を当該範囲にて日常的に実施している。その際には、築堤や高輪築堤に関連する遺構が残っている可能性を考慮した作業計画となるよう、留意しているところである。

また、計画対象範囲外については、JR東日本以外にも他の事業者や地権者も含め関係者が複数に及ぶ箇所もあるため、JR東日本が策定する本計画において、その取り扱いを決定することは困難であり、本計画の対象外とする。

### 3. 委員会の設置・経緯

#### (1) 委員会の設置

J R 東日本では、高輪築堤跡等の保存や活用等のあり方を検討するにあたり、有識者や文化財行政関係者から助言を得るために、3つの委員会等による検討体制を設置した。

表 1-3-1：高輪築堤跡等の保存や活用等のあり方を検討する委員会等

委員会等	設置目的
高輪築堤調査・保存等検討委員会	文化財・鉄道構造物の観点から文化財的価値を踏まえた調査・保存方針について検討
「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会	史跡を中心とした遺構の保存及び活用の観点から保存活用計画策定や現状変更申請について検討
「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議	高輪築堤等の文化財的価値を踏まえ、幅広い視点から高輪築堤等の価値及び意義ある保存・継承等のあり方を検討

※各委員会等の概要については資料編参照。

保存活用計画の策定にあたっては、令和3年（2021）12月6日に「「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会 設置要綱」を定め、上記の「「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会は、学識経験者10名の委員、文化庁文化財第二課、東京都教育庁、港区教育委員会及び関係する機関のオブザーバーで構成し、事務局は、J R 東日本 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 企画戦略ユニットが担当した。

「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における  
高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡（以下「築堤」という。）について「保存活用計画」をはじめ幅広く検討するために設置する「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、以下の事項について、協議・検討を行うものとする。

- (1) 文化財保護法第二百九条の二に基づく築堤の保存活用計画の策定に関すること
- (2) 文化財保護法第二百五条に基づく築堤の現状変更等の許可申請において、特に検討が必要な事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保存活用計画の策定主体であるJR東日本が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、別紙の委員及びオブザーバー（以下あわせて「構成員」という。）をもって組織する。

2. 委員は、JR東日本から委嘱された有識者とする。
3. 委員の任期は、2022年度末までとする。ただし、任期を超えて委員会が継続する場合は、再任を妨げない。
4. 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置くこととし、委員の中から事務局が推薦し、委員の承認を得て決定する。
5. 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。
7. オブザーバーは関係する行政機関及び事業者等とし、委員会に参加して、意見を述べることができる。ただし、オブザーバーが検討事項の追加を要望する場合は事前に事務局と調整を行うものとする。
8. オブザーバーとして適任者がいる場合は、委員会の承認を受けて追加することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 会議は、出席委員の合議をもって進めるものとする。ただし、欠席委員が予め議事の説明を受け、意見を表明した場合は、当該欠席委員の意見も議事に含めるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、JR東日本 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 企画戦略ユニット（品川開発企画）に置く。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、専門的見地から構成員以外の者（以下「関係者」という。）の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2. ワーキンググループは、委員会の構成員のほか、関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 構成員及び関係者は、委員会で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は令和3年12月6日から施行する。

表 1-3-2 : 「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会  
委員名簿 (五十音順・敬称略)

区分	氏名	所属等	記事
委員	伊藤 香織	東京理科大学 理工学部建築学科 教授	
	老川 慶喜	立教大学名誉教授	
	小野田 滋	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 アドバイザー	
	高妻 洋成	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長	
	古関 潤一	東京大学 社会基盤学専攻 教授	
	鈴木 淳	東京大学大学院 人文社会系研究科・文学部 教授	副委員長
	谷川 章雄	早稲田大学 人間科学学術院 教授	
	中井 検裕	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授	委員長
	福井 恒明	法政大学 デザイン工学部 教授	
	矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部 教授	

表 1-3-3 : 「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会  
オブザーバー名簿

区分	部署名等
オブザーバー	文化庁文化財第二課
	東京都教育庁 地域教育支援部
	港区教育委員会事務局 教育推進部
	港区 街づくり支援部
	公益財団法人東日本鉄道文化財団 鉄道博物館
	品川駅北周辺地区市街地再開発準備組合
	東急不動産株式会社 (令和4年(2022)12月より参加)
	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部
	東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター
	東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門
東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門	

## (2) 協議経緯

委員会は、令和3年度(2021)に2回、令和4年度(2022)に5回の計7回開催した。

表 1-3-4 : 「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会の開催概要

第1回委員会	日時：令和3年(2021)12月6日(月)17時30分～20時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 計画策定の沿革・目的 2. 史跡の概要と本質的価値について
第2回委員会	日時：令和4年(2022)3月22日(火)10時00分～12時00分 場所：JR東日本 本社 1812B.C会議室 議題：1. 目次構成案及び策定スケジュールについて 2. 史跡の概要と本質的価値の整理について 3. 現状・課題及び基本方針の骨子案について
第3回委員会	日時：令和4年(2022)6月1日(水)10時00分～12時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 計画対象範囲について 2. 「第2章 史跡の概要」「第3章 史跡の変遷と現状」「第4章 本質的価値」について 3. 「第5章 課題」「第6章 大綱・基本方針」について 4. 「第7章 保存管理」「第8章 公開活用」「第9章 整備」の方向性及び素案について
第4回委員会	日時：令和4年(2022)8月1日(月)10時00分～12時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 本日の内容と策定スケジュールについて 2. 第1章～第6章について 3. 「第7章 保存管理」について 4. 「第8章 公開活用」「第9章 整備」について
第5回委員会	日時：令和4年(2022)10月5日(水)17時00分～19時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 本日の内容と策定スケジュールについて 2. 「第1章 保存活用計画策定の経緯・目的」について 3. 「第3章 史跡の本質的価値」の構成要素(再整理)について 4. 「第5章 大綱・基本方針」「第6章 保存管理」「第7章 活用」について 5. 「第8章 整備」について
第6回委員会	日時：令和4年(2022)12月19日(月)17時00分～19時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 本日の内容と策定スケジュールについて 2. 第1章～第8章について 3. 第9章～第12章について
第7回委員会	日時：令和5年(2023)3月16日(木)17時00分～19時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 本日の内容と策定スケジュールについて 2. 保存活用計画書(原案)の取りまとめ

※議題については、保存活用計画策定に関わる議事内容のみを表記している。

## 4. 他計画等との関係

### (1) 史跡指定地に関わる計画等との整合

高輪築堤跡の史跡指定地は、国家戦略特別区域計画に認定されている品川開発プロジェクトエリア内に立地しており、史跡指定地周辺では都市再生特別地区（品川駅北周辺地区）都市計画に基づいたまちづくりが進められている。また、史跡指定地及び周辺では、港区が定めた計画や方針を踏まえ、まちづくりや景観づくりが進められている。

そのため、本計画の検討にあたっては、国家戦略特別区域に関わる計画や方針及び港区等の行政計画や方針との整合を図るものとする。

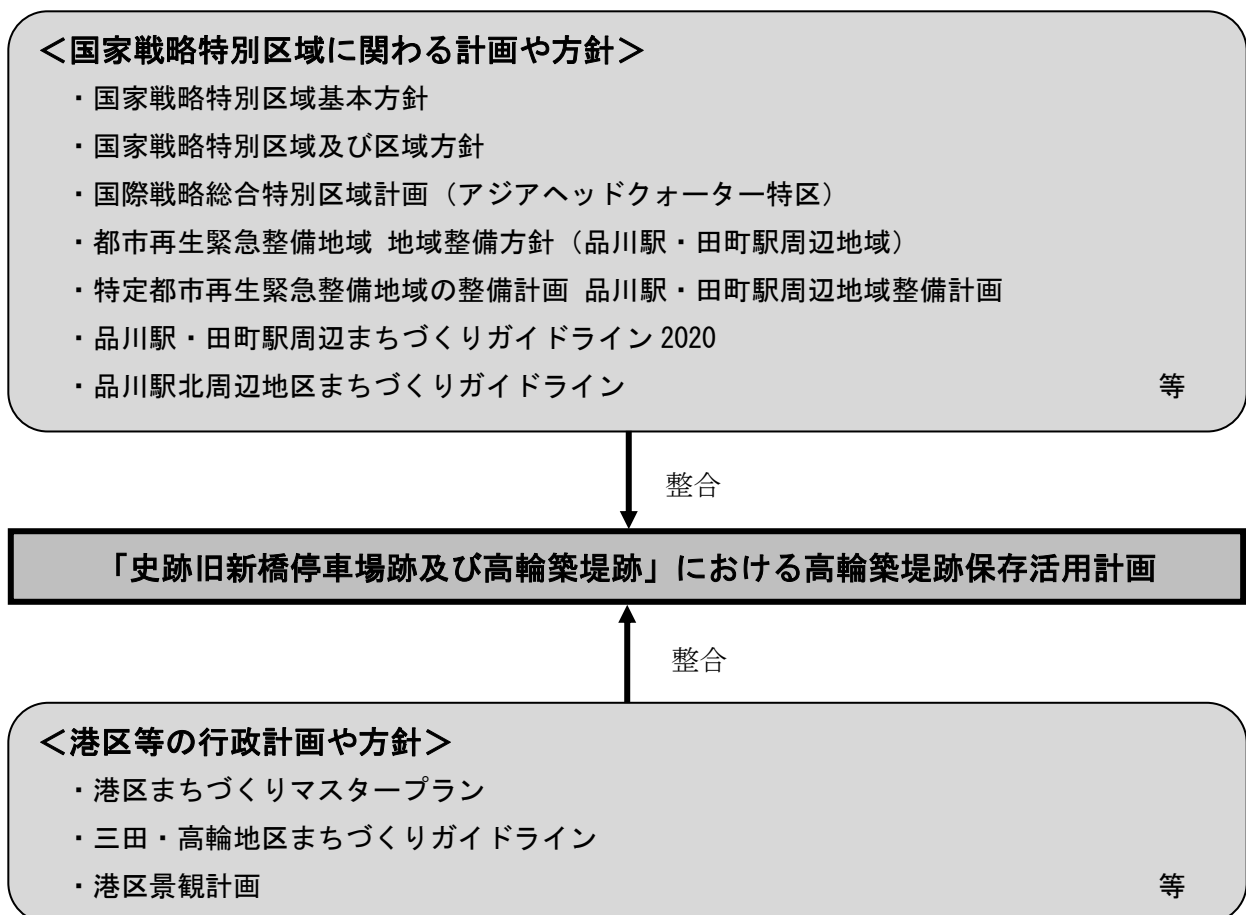


図 1-4-1：高輪築堤跡保存活用計画と他計画の関係

※各計画等の概要については資料編参照。

## (2) 史跡指定地及び周辺の事業との調整

高輪築堤跡の史跡指定地及び周辺一帯では、JR東日本の品川開発プロジェクト（第Ⅰ期）及びUR都市機構の品川駅北周辺地区土地区画整理事業が進められている。

各事業では史跡指定地や近接地において、まちづくりに合わせて新たな諸施設の整備が計画されているため、高輪築堤の価値を適切に保存し、活用を図っていくために、本計画の検討にあたっては、各事業の整備内容と相互調整を図るものとする。

### ①品川開発プロジェクト（第Ⅰ期）

東京圏の国家戦略特別区域の特定事業としてJR東日本が進めている事業で、平成30年（2018）5月の国家戦略特別区域会議にて、品川駅北周辺地区が都市再生プロジェクトとして追加された。

本事業は、1街区から4街区を対象に、平成31年度（2019）から令和7年度（2025）を予定工期として、高輪ゲートウェイ駅の整備と連携した都市基盤の形成、国際ビジネス交流拠点を目的とした多様な都市機能の導入、防災対応力強化、先導的な環境都市づくり等を行うものであり、以下のような計画で進められている。

表 1-4-1：品川開発プロジェクト（第Ⅰ期）の計画概要

街区	全体	1街区 （住宅棟）	2街区 （文化創造棟）	3街区 （複合棟Ⅱ）	4街区 （複合棟Ⅰ）
敷地面積	約 72,000 m <sup>2</sup>	約 12,700 m <sup>2</sup>	約 8,000 m <sup>2</sup>	約 15,000 m <sup>2</sup>	約 38,300 m <sup>2</sup>
主要用途	—	住宅、教育施設、 駐車場等	文化創造施設、 駐車場等	業務、商業、生活 支援施設、熱源 機械室、駐車場 等	業務、ホテル、商 業、コンベンショ ン、カンファレン ス、ビジネス支援 施設、駐車場等
階数	—	地上 45 階、 地下 3 階	地上 6 階、 地下 4 階	地上 31 階、 地下 5 階	地上 30 階、 地下 3 階
最高高さ	—	約 173m	約 45m	約 167m	約 164m

史跡指定地のうち、第7橋梁部は業務、商業、生活支援施設等の複合棟が建設される3街区に、公園部は文化育成・交流・発信機能を備えた拠点施設となる文化創造棟が建設される2街区に位置し、2つの指定地の2階レベルには街の歩行者主要動線となる歩行者通路（プロムナード又は歩行者デッキ）が計画されている。

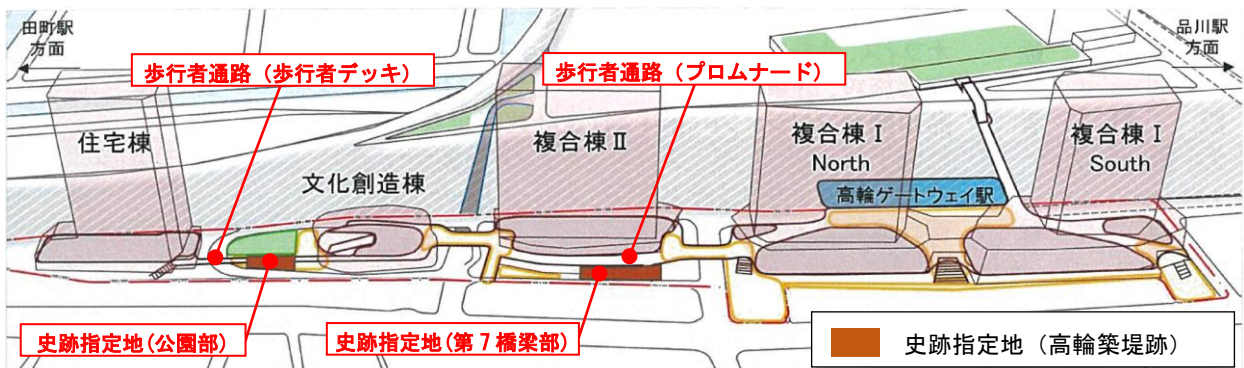


図 1-4-2：品川開発プロジェクト（第Ⅰ期）の計画と史跡指定地





## ②品川駅北周辺地区土地区画整理事業

国際交流拠点・品川にふさわしい品川駅周辺の都市基盤を整備するためにUR都市機構が進めている事業で、平成28年(2016)4月に地区計画、土地区画整理事業及び都市計画道路の都市計画が一体的に決定された(平成30年(2018)、平成31年(2019)、令和2年(2020)に計画変更)。

本事業は、高輪ゲートウェイ駅へ接続する補助線街路第332号線や、環状第4号線と品川駅を接続する補助線街路第334号線(品川駅北口駅前広場)、地区幹線道路(第二東西連絡道路)のほか、街区内の区画道路(1号から4号)や街区公園(1号から3号)の整備が計画されている。

史跡指定地のうち、第7橋梁部の西側には区画道路2号の整備が計画されており、道路の一部は指定地内の地上部に建設予定となっている。

公園部では、西側から北側にかけて区画道路1号、東側に街区公園1号の整備が計画されており、史跡指定地の境界線西側は区画道路に接しており、東側の公園敷地は史跡指定地と重なっている。

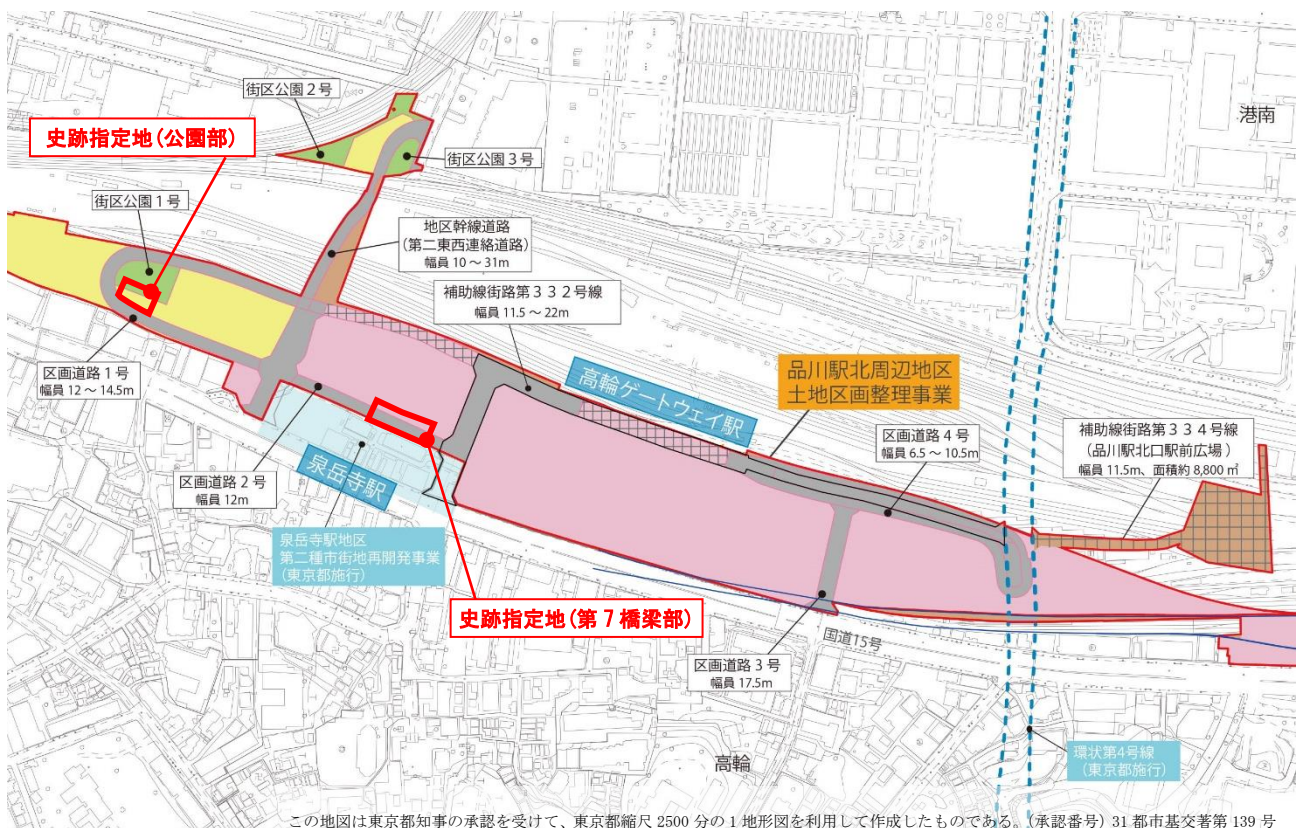


図1-4-5：品川駅北周辺地区土地区画整理事業の計画と史跡指定地

(独立行政法人都市再生機構『品川駅周辺土地区画整理事業パンフレット』より引用。赤字を加筆)

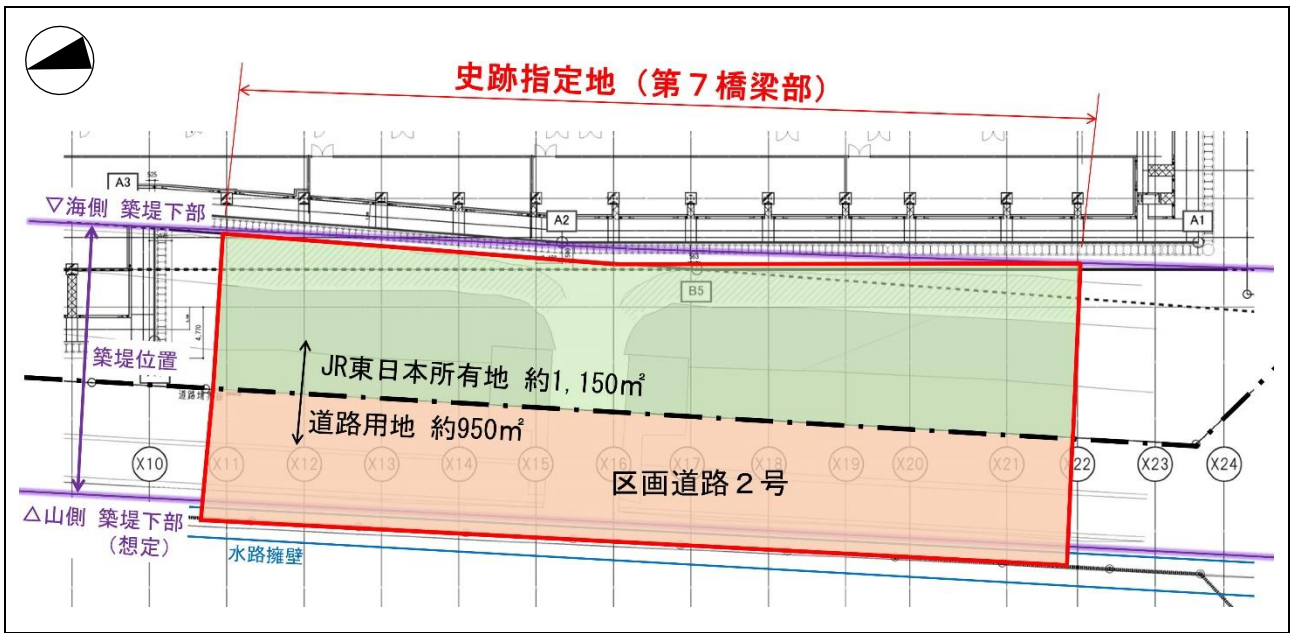


図 1-4-6 : 史跡指定地 (第 7 橋梁部) と区画道路 2 号の整備予定地

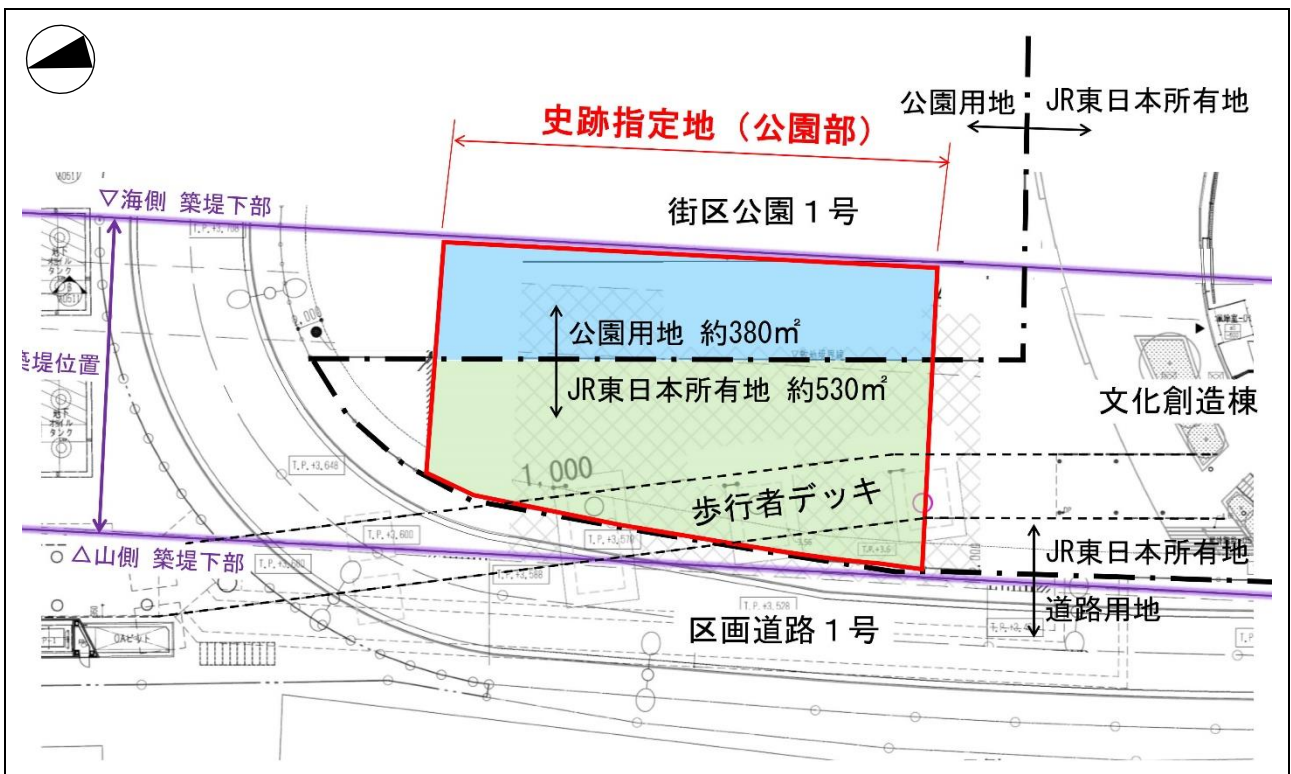


図 1-4-7 : 史跡指定地 (公園部) と区画道路 1 号及び街区公園 1 号の整備予定地

## 5. 計画の実施

本計画は、平成 30 年（2018）の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の改正により制度化された、「保存活用計画」として策定するものである。

本計画の計画期間は、令和 5 年（2023）5 月から令和 15 年（2033）3 月 31 日までとし、期間内に実施する保存や活用の取り組みについて整理する。

なお、計画期間中や計画期間後において事業の進捗、調査・研究の進展、社会的環境の変化等により、計画の内容を見直す必要が生じた場合には変更・改定を行う。